

北海道科学大学組織規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）における教職員の責任体制を確立し、かつ連絡を密にして、教育効果並びに大学運営管理の向上をはかることを目的とする。

(教職員の種類)

第2条 この規程における教職員とは、学校教育法第92条並びに北海道科学大学学則（以下「大学学則」という。）第45条第1項及び北海道科学大学短期大学部学則第38条に定める学長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員及び事務職員をいう。

(学長)

第3条 学長は、本学の最高責任者として、教育及び運営管理上の重要事項に関し企画運営会議及び教授会を招集し、本学の意志を決定するとともに、各種委員会、各会議を掌握し随時これに出席する等、常に最善の協力体制を作るよう適切な指導と助言を与えなければならない。ただし、学長は本学の運営管理に関する重要な事項については理事長の指示を受け、常に理事会等と緊密な連携のもとにその円滑な運営を期するものとする。

(副学長)

第4条 北海道科学大学（以下「大学」という。）に、副学長を置く。

- 2 副学長は4名以内とする。
- 3 副学長には、教育並びに管理運営の両面にわたり適任と認められる者をあて、学長が推薦する。
- 4 北海道科学大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）の副学長は、第1項の副学長のうち、学長の指名する者がこれを兼務する。
- 5 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として理事長に上申した当該学長の任期の間とする。
- 6 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副学長は学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 8 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 9 副学長は学長の業務全般を補佐し、学長の命を受けた担当業務を統括する。
- 10 副学長は学長の指示により、学長の出席を要する大学内外の諸会議、諸委員会に学長の代理人として出席する。
- 11 副学長の選考方法については、別に定める。

(学部長及び短期大学部長)

第5条 大学学則第3条第1項に定める学部に学部長を置き、短期大学部に短期大学部長を置く。

- 2 学部長及び短期大学部長には教授をもってあてる。

- 3 学部長及び短期大学部長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 学部長及び短期大学部長は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 6 学部長の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 所属の学部を代表し、その責任者となる。
 - (2) 学長及び副学長の職務を補佐するとともに、所属学部の教授会を主宰し、教育研究計画立案の中心となり、その実施をはかる。
 - (3) 常に所属の学科長と緊密な連携を保ち、学部にも所属する教員の研究、勤務全般について十分把握する。
- 7 短期大学部長は、短期大学部を代表し、学長及び副学長の職務を補佐する。
- 8 学部長及び短期大学部長の選考方法については、別に定める。

(学科長)

第6条 大学の学部及び短期大学部に配置する学科に学科長を置く。

- 2 学科長には教授をもってあてる。
- 3 学科長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 学科長は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 6 学科長の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 学科長は、学部長の命を受け、学部長を補佐する。
 - (2) 所属の学科を代表し、その責任者となる。
 - (3) 所属学科の会議を主宰し、学生の指導に関し教員の意志を統一して、その指導の責任者となる。
 - (4) 所属の学科の教育計画立案の中心となり、その実施をはかる。
 - (5) 所属の学科の教職員の教育指導に適切な助言を与え、かつ教員の研究を積極的に助成する。
 - (6) 常に所属の教職員と緊密な連携を保ち、教員の研究、勤務全般について十分把握する。
- 7 学科長の選考方法については、別に定める。

(専攻科長)

第6条の2 大学学則第57条の2で定める専攻科として、保健医療学部に公衆衛生看護学専攻科を配置し、専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、看護学科長が兼務する。
- 3 専攻科長は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 4 専攻科長の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 専攻科長は、学部長の命を受け、学部長を補佐する。
 - (2) 所属の専攻科を代表し、その責任者となる。
 - (3) 所属専攻科の会議を主宰し、学生の指導に関し教員の意志を統一して、その指導の責任者となる。
 - (4) 所属の専攻科の教育計画立案の中心となり、その実施をはかる。
 - (5) 所属の専攻科の教職員の教育指導に適切な助言を与え、かつ教員の研究を積極的に助成す

る。

(6) 常に所属の教職員と緊密な連携を保ち、教員の研究、勤務全般について十分把握する。

(部門長、分野責任者)

第7条 薬学部薬学科に基礎薬学部門、応用薬学部門、臨床薬学部門、社会薬学部門及び薬学教育学部門を配置し、各部門には部門長を置く。また、部門に分野を配置し、各分野には分野責任者を置く。

- 2 部門長には、教授をもってあてる。
- 3 分野責任者には、教授もしくは准教授をもってあてる。
- 4 部門長及び分野責任者の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 部門長は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 7 分野責任者は、学長が任命する。
- 8 部門長は、学部長の命を受け、学部長を補佐する。
- 9 分野責任者は、部門長等の命を受け、当該分野の事項について部門長を補佐する。
- 10 部門長の選考方法については、別に定める。

(研究科長)

第8条 北海道科学大学大学院（以下「大学院」という。）学則第6条に定める研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、原則として各研究科の基礎となる学部の学部長をあてる。
- 3 研究科長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究科長は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 6 研究科長は所属の研究科を代表し、学長及び副学長の職務を補佐するとともに当該研究科の研究科委員会を主宰する。

(専攻長)

第9条 大学院学則第6条に定める専攻に専攻長を置く。

- 2 専攻長は、原則として各専攻の基礎となる学科の学科長をあてる。
- 3 専攻長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専攻長は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 6 専攻長は所属の専攻を代表し、研究科長の職務を補佐するとともに当該専攻の専攻会議を主宰する。

(全学共通教育部)

第10条 全学の基本教育、学習支援、就職支援、資格取得支援及び教職に関する教育を担うため、全学共通教育部を置く。

- 2 全学共通教育部の学内運営組織における位置づけは、組織図上学部・学科と並列するもので

はないが、専任教員が配置され学科に準ずる機能を有することから、別に定める運営・管理形態とする。

- 3 全学共通教育部に教育部長、グループ長及びグループ科目担当教員を置く。
- 4 教育部長には教授を、グループ長には教授又は准教授をもってあてる。
- 5 教育部長及びグループ長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 教育部長は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 8 グループ長は、学長が任命する。
- 9 教育部長の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 全学共通教育部を代表し、その責任者となる。
 - (2) 学長及び副学長の職務を補佐するとともに、全学共通教育部運営会議を主宰し、教育研究計画立案の中心となり、その実施をはかる。
 - (3) グループ長と緊密な連携を保ち、全学共通教育部に所属する教員の研究、勤務全般について十分把握する
- 10 グループ長は、教育部長の命を受け、当該グループの事項について教育部長を補佐する。
- 11 全学共通教育部に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の役職)

第11条 学長が特別に認めた場合は、その他の役職を置くことができる。

(大学改革推進室)

第12条 本学に専門事項を全学的見地に立って企画立案するため大学改革推進室を置く。

- 2 大学改革推進室に室長及び副室長並びに主任を置く。
- 3 室長には教授を、副室長には教授又は准教授並びに事務職員をもってあて、主任には教授、准教授、講師又は助教をもってあてる。
- 4 室長及び副室長並びに主任の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 室長及び副室長並びに主任は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 7 室長は、全学的な専門事項の企画立案に関して学長を補佐し、その責任を負うものとする。
- 8 主任は、室長の命を受け室長を補佐する。
- 9 大学改革推進室に特定の事項を審議するため、委員会を置くことができる。
- 10 大学改革推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(付属機関)

第13条 本学に大学学則第58条に定める付属機関として、次に掲げるセンターを置く。

- (1) 学生支援センター
- (2) 就職支援センター
- (3) 入試広報センター
- (4) 研究推進・地域連携センター
- (5) 学術情報センター

(6) 保健管理センター

(7) 薬剤師生涯学習センター

- 2 センターにセンター長及び副センター長並びに主任を置く。
- 3 センター長には教授を、副センター長には教授又は准教授並びに事務職員をもってあて、主任には教授、准教授、講師又は助教をもってあてる。
- 4 センター長及び副センター長並びに主任の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 センター長及び副センター長並びに主任は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 7 センターに特定の事項を審議するため、委員会を置くことが出来る。
- 8 センターに関し必要な事項は、別に定める。

(付属施設)

第14条 本学に大学学則第58条に定める付属施設として、次に掲げる施設を置く。

(1) 図書館

(2) サテライトキャンパス

(3) 実験動物研究施設

(4) 薬用植物園

(5) ラーニングサポート室

- 2 図書館に館長を置く。
- 3 館長は学術情報センター長が兼務する。
- 4 実験動物研究施設に施設長及び薬用植物園に園長並びに両施設に主任を置く。
- 5 施設長及び園長には教授をもってあて、主任には教授、准教授、講師又は助教をもってあてる。
- 6 ラーニングサポート室に室長、主任を置く。
- 7 室長は全学共通教育部長が兼務し、主任には教授、准教授、講師又は助教をもってあてる。
- 8 館長、施設長、園長、室長並びに主任の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 9 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 館長、施設長、園長、室長並びに主任は、学長の上申に基づき理事長が任命する。
- 11 施設に特定の事項を審議するため、委員会を置くことが出来る。
- 12 施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第15条 本学の事務を取り扱う組織として、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第16条 本学に、特定の事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究科委員会)

第17条 大学院に、特定の事項を審議するため、大学院研究科委員会を置く。

2 大学院研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(企画運営会議)

第18条 学長の諮問機関として企画運営会議を置く。

2 企画運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第19条 本学に専門事項を審議するため次の委員会を置く。

- (1) 危機管理委員会
- (2) 人権委員会
- (3) 衛生委員会
- (4) 個人情報保護委員会
- (5) 個人情報苦情対応委員会
- (6) 倫理委員会
- (7) 動物実験委員会
- (8) 組換えDNA実験安全委員会
- (9) 防火・防災管理対策委員会
- (10) 放射線安全管理委員会
- (11) 公的研究費内部監査委員会
- (12) 研究活動不正対策委員会
- (13) 利益相反マネジメント委員会
- (14) 自己点検・評価委員会
- (15) 自己点検IR委員会
- (16) 外部評価委員会
- (17) 発明判定会
- (18) FD委員会
- (19) 教職課程委員会
- (20) 研究紀要委員会
- (21) 高大連携教育推進委員会
- (22) 研究推進委員会
- (23) 環境マネジメント推進委員会
- (24) 国際交流委員会
- (25) 出版会
- (26) 薬学部薬学実務実習委員会
- (27) 薬学部薬学教育評価委員会
- (28) 保健医療学部臨地実習運営委員会
- (29) 短期大学部自己点検・評価委員会

- (30) 短期大学部FD委員会
- (31) 短期大学部自動車整備士養成施設委員会
- (32) 短期大学部授業料減免学生選考委員会
- (33) 実験動物研究施設運営委員会
- (34) 薬用植物園運営委員会
- (35) ラーニングサポート室運営委員会

- 2 委員会に委員長及び委員を置く。なお、必要に応じ副委員長を置くことができる。
- 3 委員長には教授を、副委員長には、教授又は准教授をもってあて、委員には、教授、准教授、講師又は助教をもってあてる。
- 4 委員長及び副委員長並びに委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長及び副委員長並びに委員は、学長が任命する。
- 7 各委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 8 学長が必要と認めるとき、時限的な事項を扱う臨時委員会を設置することができる。
- 9 臨時委員会の構成員及び必要な事項は、別に定める。

(クラス担任)

第20条 学生生活がより円滑に過ごせるよう助言・協力することを目的にクラス担任を置く。

- 2 クラス担任には、教授、准教授、講師又は助教をもってあてる。
- 3 クラス担任は原則として1年次から3年次まで同一クラスを担当する。
- 4 学科長及び専攻科長は、学部長と協議のうえクラス担任を選任し学長へ上申する。

(予算担当者及び備品担当者)

第21条 予算執行並びに備品管理の円滑化を図るため予算担当者及び備品担当者を置く。

- 2 予算担当者及び備品担当者には、教授、准教授、講師又は助教をもってあてる。
- 3 予算担当者及び備品担当者の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 予算担当者及び備品担当者は、学科長、専攻科長、専攻長及び全学共通教部長が選任する。

(組織間連携等)

第22条 学内の各組織間連携の基本形態及びPDCA活動の体制を別記のとおり定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、企画運営会議の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和51年6月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和52年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第6条の教養部長並びに各学

科主任教授の任期は、昭和52年4月1日から適用する。

この規程の改正に伴い、「北海道科学大学教授会規則」、「北海道科学大学主任及び（教養部長）主任会議規程」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成11年1月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の改正に伴い、「モバイル・キャンパス委員会規程」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

この規程の改正に伴い、「放射線障害予防規程」、「厚生運営委員会規程」、「生産技術システム・シミュレーター装置運営委員会内規」、「生産技術システム・シミュレーター装置利用細則」、「精密万能材料試験機運営委員会内規」、「精密万能材料試験機利用細則」、「マルチメディア・エデュケーションシステム運営委員会内規」及び「マルチメディア・エデュケーションシステム利用細則」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

この規程の改正に伴い、「ポートフォリオ委員会規程」、「図書館規程」、「図書館運営委員会規程」、「全自動X線構造解析・元素分析施設運営委員会内規」、「全自動X線構造解析・元素分析施設利用細則」及び「教育実習委員会規程」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この規程の改正に伴い、「運営上の主要な機能について」、「研究紀要委員会規程」、「研究紀要投稿内規」、「大型構造部材試験装置運営委員会内規」、「大型構造部材試験装置利用細則」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

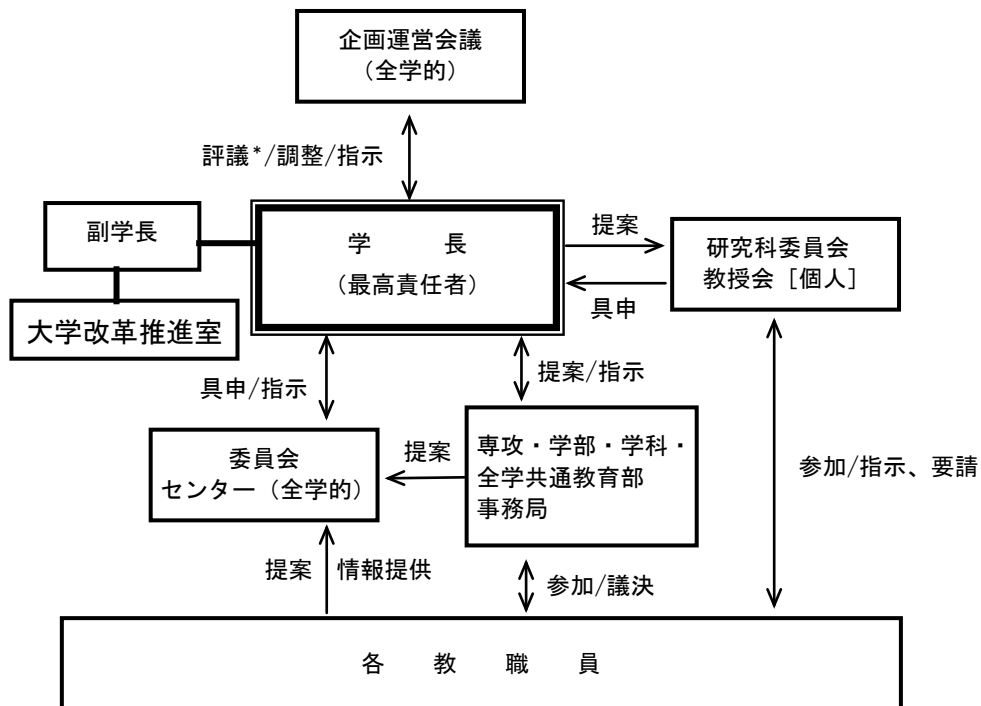
この規程の改正に伴い、「北海道科学大学短期大学部教員組織規程」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年6月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年6月23日から施行する。

別記（第19条関係）

教育研究組織間連携の基本形態



注：（ ）内は議論にあたっての見地、[]は参加資格
 評議*：「種々の意見を交換して相談すること」

Double PDCA Cyclic Loops

